

令和4年度 集団指導

～相談支援系サービス編～

～対象サービス～

- ・計画相談支援 ・障害児相談支援
- ・地域移行支援 ・地域定着支援



練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



説明内容

- 1 現任研修について
- 2 加算の算定に関する事項
- 3 感染症等まん延防止措置
- 4 関係法令等



1 現任研修について



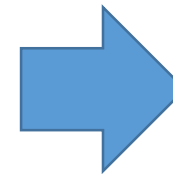
【相談支援専門員の資格要件】

必須

実務経験



初任者研修
修了
(42.5 h)



5年度ごとの
現任研修
修了
(24 h)

★現任研修受講に係る実務経験要件

- ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
 - ②現に相談支援業務に従事している。
- 初回の現任研修受講時（経過措置有）には①を、2回目以降の受講時には①または②を満たす必要がある。

【現任研修の流れ】



受講
決定

研修
1日目
(講義)

研修
2日目
(演習)

実習
(約1カ月)

研修
3日目
(演習)

研修
4日目
(演習)

事前課題 1

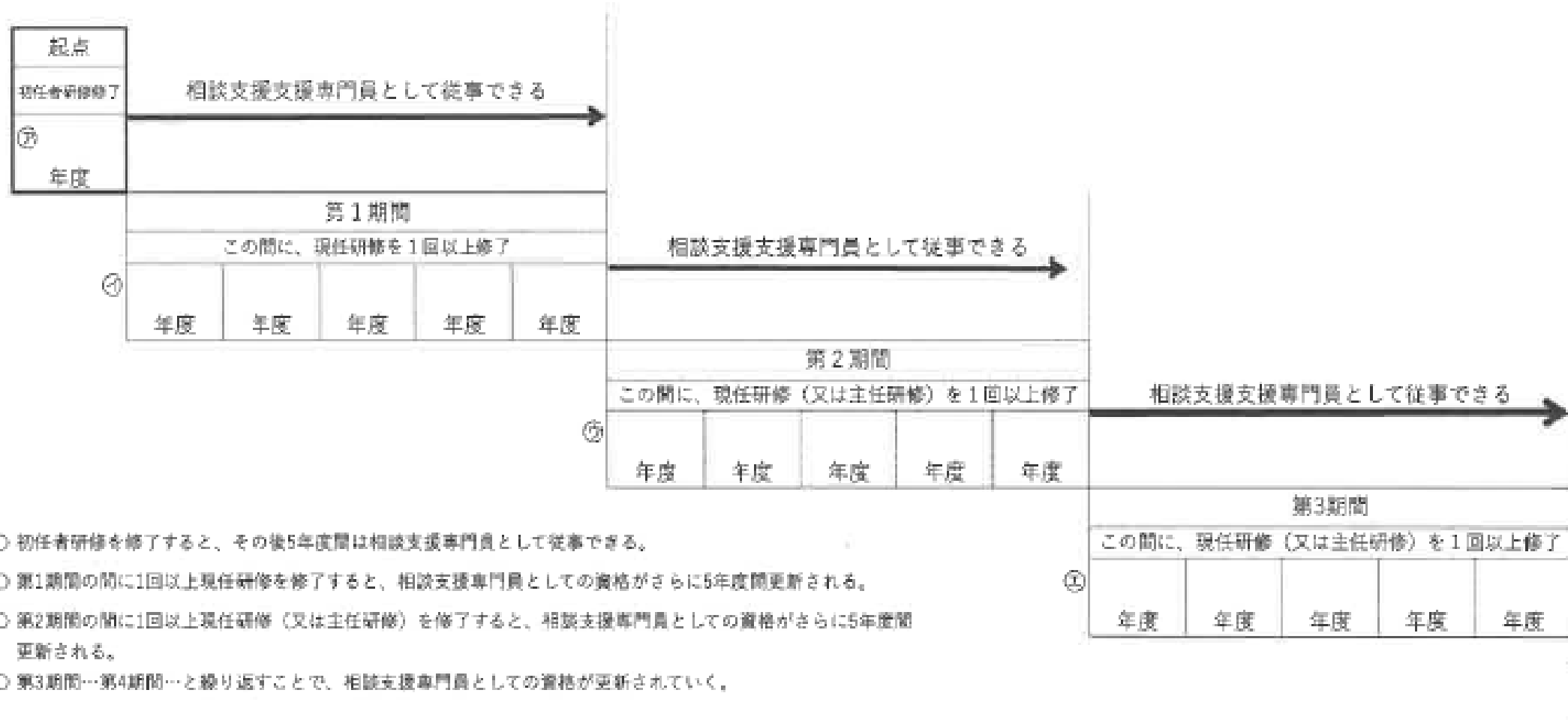
事前課題 2

☆事前課題 1 (実践振り返りシートの作成等)

☆事前課題 2 (協議会等に参加・協議会等参加記録の作成)

現任研修受講年度の早見表

※ 資料【東京都における相談支援従事者等研修について】 P13参照



- 初任者研修を修了すると、その後5年度間は相談支援専門員として従事できる。
- 第1期間の間に1回以上現任研修を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第2期間の間に1回以上現任研修（又は主任研修）を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第3期間…第4期間…と繰り返すことで、相談支援専門員としての資格が更新されていく。

2 加算の算定に関する事項

～実地指導で見受けられる事例～

実地指導で多く見受けられた事例

- ➡ 加算算定の要件となる記録の内容が不十分
- ➡ 体制加算の算定要件である掲示物の未設置



加算算定の要件となる記録の内容



【主な指摘事項】

➡ 集中支援加算

利用者氏名および担当相談支援専門員の記載がない

➡ サービス担当者会議実施加算

会議終了時刻の記載がない。

➡ サービス提供時モニタリング加算

障害福祉サービス等の提供状況等の記録がない。

➡ 居住支援連携体制加算

情報共有を行った共有手段について記載がない。

加算算定の要件となる記録の内容

- 【対象サービス】
- 計画相談支援
 - 障害児相談支援

【記録に必要な内容】

■ 集中支援加算およびサービス担当者会議実施加算

- ☆ サービス担当者会議の出席者や開催日時
- ☆ 検討した内容の要旨およびそれを踏まえた対応方針

■ サービス提供時モニタリング加算

- ☆ 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況
- ☆ サービス提供時の計画相談支援対象障害者等の状況
- ☆ その他必要な事項

加算算定の要件となる記録の内容

- 【対象サービス】
- 地域移行支援
 - 地域定着支援

【記録に必要な内容】

➡ 居住支援連携体制加算

☆情報共有を行った、日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）

※情報共有を行った内容として必要な情報とは…

利用者の心身の状況（障害の程度や特性、病歴の有無等）

生活環境（家族構成、生活歴等）

日常生活における本人の支援の有無や具体的状況、サービスの利用状況

障害の統制に起因して生じうる緊急時の対応等

体制加算の算定要件である掲示物

- 【対象サービス】
- ・計画相談支援
 - ・障害児相談支援

【指摘された掲示が必要な加算】

- ➡ 行動障害支援体制加算
- ➡ 要医療児者支援体制加算
- ➡ 精神障害者支援体制加算
- ➡ 居住支援連携体制加算

- 自治体への届出
- 体制が整っている旨の公表
- 体制が整っている旨を事業所に掲示





3

感染症等まん延防止措置

感染症等まん延防止のための措置

■ 「委員会、研修、訓練」の頻度 【相談支援系サービス】

委員会	おおむね6か月に1回以上 開催
研修	年1回以上 実施 (新規採用時も望ましい)
訓練	年1回以上 実施 (訓練 = シミュレーション)

※ 経過措置期間3年（令和6年4月から義務化）

3 関係法令等①

～法令等～

- 障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則
- 児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則

～運営基準～

- 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
【[厚生労働省令 第27号](#)】
- 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
【[厚生労働省令 第28号](#)】
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
【[厚生労働省令 第29号](#)】

～解釈通知～

- 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
【障発第0330第21号】
- 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
【障発第0330第22号】
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
【障発第0330第23号】

3 関係法令等②

～報酬告示～

- 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準【厚生労働省告示第124号】
- 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準【厚生労働省告示第125号】
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準【厚生労働省告示第126号】

～留意事項通知～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【障発第1031001号】
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【障発0330第16号】

～参考～

- 障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A
(厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 事務連絡)

※障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

ご視聴ありがとうございました。

